事業計画書

第１３期（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

公益財団法人古澤育英会定款第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　育英事業

他の模範となる生徒（中学３年生）を各学校からの推薦により、評議員会・理事会の議決を経て選抜し、育英金等（１人　50,000 円）を給付し、顕彰する。（２月）

２　奨励事業

スポーツ・文化・芸術活動等により、各種大会で優秀な成績をおさめた学生・生徒等に栄誉を称え、メダル等記念品を授与する。（２月）

３　普及啓発事業

ホームページの適宜更新を行うとともに、市広報紙及び報道機関等を通じ、育英会事業の普及と啓発に努める。